

## 1. 基本的な考え方

身体拘束は利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

### (1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を禁止とする。

### (2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件をすべて満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

#### ①切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

#### ②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

#### ③一時性

身体拘束等が一時的であること。

### (3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下の事に取り組む。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

②言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないように努める。

③利用者の思いをくみ取る、利用者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等適正化委員会において検討する。

⑥「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

### (4) 情報開示

本指針は公表し、利用者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

## 2.身体拘束適正化を図る体制

### (1) 虐待防止・身体拘束等の適正化委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて虐待防止・身体拘束等の適正化委員会を設置し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。「虐待防止検討委員会」と同時に開催することができるものとする。

#### ①設置目的

- ・事業所内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体拘束等を実現せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

#### ②委員会の構成員

虐待防止検討委員会の設置と同様とする。

管理者、介護支援専門員とします。

また、外部の有識者として社会保険労務士、専門職を構成員とし、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。

### 3.やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人または他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順をふまえて行うこととする。

- ①やむを得ず身体拘束を必要とする場合は身体拘束適正化委員会にて協議する。
- ②協議の上で身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、サービス提供責任者をご利用者等、及びご家族等に対する説明書を作成する。
- ③身体拘束を行っている間は経過観察を行い、経過観察シートを用いて、身体拘束発生時にその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。
- ④上記③の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体拘束等を解除する。その場合、ご本人、ご家族等に報告する。

### 4.身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束適正化の為、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時に身体拘束適正化研修を実施する。研修の内容としては、身体拘束適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束適正化に資する内容とする。なお、身体拘束適正化のための研修は虐待防止研修と一体化して行うことができる。

附則 本指針は令和6年4月1日より施行する。